

研究の背景

戦後日本の看護改革、および看護の組織化がどのようなになされ、看護改革による個々の看護実践がどのようなものであったのかは、これまで明らかにされていない。戦後病院の看護部が設置された過程を辿り、病院看護部設置過程を明らかにすることを通して看護の組織化がどのように行われたのか、設置された時代の特徴や課題を明らかにできれば、現代の看護実践や現場で起こっている問題の改善に活用できる指針となると考え、本研究に着手した。

文献検討

病院看護部設置、およびその発展に関する先行研究について、国内文献は医中誌 Ver.5 で検索した結果、佐藤らの、看護管理の確立、本来の看護業務刷新の経緯を明らかにした研究、佐藤らの、日本人医師の意識改革、病院管理体制整備のプロセス等を明らかにした研究、ライダー・島崎による効果的な看護改革実施についての研究、大石による GHQ 看護課長 オルトがナイチンゲールの「看護は科学・芸術、専門職業」を引用し日本に看護を独立した科学として根付かせようとしたことを明らかにした研究などがある。これらから、看護改革・看護の組織化はどのようなになされたのか、看護改革による個々の看護実践はどのようなものであったか明らかにする必要があると考えた。

研究目的

本研究の目的は、戦後の山形県における病院看護部設置過程にみる看護の組織化の過程的構造を解明することであり、以下の 3 つの研究で構成された。なお、本研究において戦後とは、1945～1960 年のことを指す。

用語の定義

本研究においては、事実を概念規定に照らして分析を進める必要があり、用語を次のように、定義した。病院看護部：当時の病院がとらえていた看護の目的を果たすために病院組織内に設置され、患者の看護に関し、自らの判断に基づく実践に対する責任と、医療チームの中で自律的な看護活動を行う権限を持つ看護婦から成り立つ部署、看護の組織化：患者の看護に関し、自らの判断に基づく実践に対する責任を自覚し、医療チームの中で自律的な看護活動を行う看護婦と、看護婦の活動を守る看護部との相補的發展関係とする。

本文で使用する名称

看護師、保健師、助産師、准看護師についての論述の際は、当時の文献で使用されたままの名称に従い、看護婦、保健婦、助産婦、准看護婦と表記する。

倫理的配慮

研究 1・3 の研究対象は、公開されている公文書であり、文献の引用および所蔵場所を論文中に明記し、研究倫理を遵守した。研究 2 は、山形県立保健医療大学倫理審査委員会審査の承認を受け実施した。（承認番号：1860-10、承認年月日：平成 30 年 6 月 27 日）書面と口頭で研究の趣旨を説明、研究承諾を得た。研究参加・辞退・中止中断の自由意思を尊重した。不快・不都合・不利益・リスクを与えない約束をした。プライバシー・匿名性・個人情報の保護に努めた。対象者が高齢であることから、対象者だけでなく、関係者にも権利擁護、心身の安全・安楽の保障について説明した。

研究 1：戦後の山形県における看護部設置についての史的事実の解明

戦後の連合軍最高司令官総司令部（以下、GHQ）、厚生省、山形県等の記録から山形県における看護部設置について史的事実を解明することを目的とした。

研究対象を、GHQ 文書、官報、山形県報等の公文書、山形県立中央病院八十年史等病院関係の資料、看護実習教本等テキスト等出版物とした。研究方法は、①病院看護部設置活動に関する記述文書の選択、②活動内容の概括、③史的事実の再構成とし、戦後の山形県における病院看護部設置について、歴史的研究方法、及び看護学的視点から検討した。

結果、GHQ は、看護政策の一つとして、病院における看護の組織化を掲げ、日本国民の健康と生活を守ることを、公衆衛生福祉局・看護課・軍政部を通じ日本政府及び厚生省に文書で通達した。看護課は、看護はアート・サイエンス、プロフェッションという考えを明確に打ち出し、厚生省、地方自治体、病院等と連携した。山形県では 1953 年の条例により看護部設置が義務付けられ山形県立山形病院に初めての看護部が設置された。以上の史的事実を明らかにした。

研究 2：当時の病院における看護師の看護活動の実態

戦後の山形県の病院における看護師の看護活動を明らかにすることを目的とした。研究対象は、県報、同窓会名簿及び縁故法により 1945～1960 年の間に病院に就業した看護職者を探し、研究承諾が得られた 4 名を対象に当時の看護活動について聞き取り調査を行った。分析方法は、①個別分析：看護過程、看護婦の背景と看護部とのつながり、②全体分析：看護活動の分析、病院看護部設置過程と看護活動の関連、とした。個別分析結果は、看護婦 A について述べる。

個別分析の結果は以下の通り。看護婦 A は、1958 年 23 歳の時の 20 代男性とのかかわりを次のように語った。「海水浴で飛び込み台から飛び込み頭を打ち、頸髄損傷となった a さんは遊びに行き受傷したので、受診に引け目をもっていたが、呼吸以外はすべて介助が必要で母親から世話を受けるものの、今後どうなるのかと、病院院長に手紙を書き診察を依頼した。院長から往診に誘われ訪問すると、大工が作った木製のベッドにおむつをし、「つらい」と表情が暗かった」この後、病院で看護婦 A は、どのように患者を捉え、どう考え

てかわり、a さんはどう反応したか、a さんはその後どのような状態になったかと、看護婦 A の視点を聞き取った。その結果、患者の受傷部位から健康障がいを捉え、呼吸や麻痺の程度、食事、排泄などの身体的状況を把握し、若くして安静を強いられ退屈な生活が心身を消耗させるとアセスメントしていたと考えられる。希望が持てる生活をさせたいと考え、散歩に誘い、好反応から継続的にかかわり、表情のなかった患者が明るく会話が多くなり、食事も自力で摂取できるようになり、施設に転所するまで変化したという、患者の心情に寄り添い、暗かった心と生活を変化させる看護活動を行った。看護婦 A は、看護職として自発的に患者にかかわり、対象患者のフィジカルアセスメントに基づき、日常生活援助に気を配り、心理状態、生活・経済状況をアセスメントし、生活に変化を持たせ、心身の状態を良好にして、次の療養施設につないだ。看護婦 A は、看護部とのつながりは記憶になかったが、看護職者として社会に貢献したいと考えていた。

全体分析の結果、研究参加者の病院では、看護部設置が義務づけられ 4 年が経過していた。どの看護婦も看護過程を展開していたが、看護部の存在については、不明、もしくは記憶になかったことが明らかになった。つまり、看護の組織化への参加の意識がなかったことが明らかとなった。

研究 3：戦後の山形県の病院看護部設置過程における看護の組織化

日本の看護の史的発達過程という視点から、戦後の山形県の病院看護部設置過程における看護の組織化の特徴と課題を明らかにした。研究対象は、研究 1 で対象とした 10 個の事象とした。

分析方法は、事象 1 を用いて説明する。事象 1 は、山形県で初めて看護部を設置した病院の終戦当時の組織図である。組織図には、科長の氏名は記載されているが、看護の組織、看護婦の責任者等の記載はなかった、つまり、終戦当時、病院に看護婦は存在していたが、組織の一部として認知されず、看護部は存在していないことを表している。したがって、この時点を看護の組織化の起点と捉えた。他の終戦当時の事象から、取り出した意味と共に、組織ごとに配置した。組織は、戦後日本を占領した GHQ、日本政府、山形県、山形県初の看護部を設置した病院から成り立っている。組織間の指令や報告という指示系統を矢印で表記した。

事象 1 で用いた組織図から取り出した意味（看護婦は就業しているが、組織図には記載がなく、組織員として認知されていない）は、組織の一つである山形県初の看護部を設置した病院の最下段に配置される。図の全体の内容から、看護部設置過程の起点では、看護師は各診療科に配属され、医師に指示のもとに看護実践が行われていた、という特徴を取り出した。このように、その後の時期を見定めたところ、4 つの時期が特定された。1. 看護の組織化の起点、2. 看護の組織化の準備期、3. 看護の組織化の礎となる看護改革期、4. 看護の組織化の自律期である。2 番目の、看護の組織化の準備期の図からは、1945 年 10 月、GHQ は、非軍事化・民主化の目的で日本を占領したが、GHQ 公衆衛生福祉局は、

日本国民の疾病予防と健康増進を方針とし、政策実施機関として看護課を設置し看護政策の骨子である看護サービスの確立に基づき活動を開始したこと、看護の状況を情報収集するため、厚生省の看護行政担当者と会談し看護の現場を視察し看護改革の準備を行ったこと、看護活動は医師の指示で行われていたこと、という特徴を取り出した。3番目の看護の組織化の礎となる看護改革期の図からは、1947年 GHQ 公衆衛生福祉局看護課は、活動の手引きを作成しこれを境に厚生省に看護課設置、保健婦助産婦看護婦法制定等の法と組織が整備されたこと、国レベルでの整備に始まり地方自治体での看護改革が進んでいったこと、1953年9月山形県立病院に看護部が設置され看護婦長が置かれここに看護の組織が整備されるにいたったこと、という特徴を取り出した。4番目の看護の組織化の自律期では、GHQ の看護改革は国レベルでの法と組織の整備に続き地方自治体に看護改革が進んでいったこと、1953年9月山形県立病院に看護部が設置され看護婦長が置かれここに看護の組織が整備されるにいたったこと、という特徴を取り出した。

考察

以上の結果から、戦後の山形県の病院看護部設置における看護の組織化の過程的構造を考察すると、山形県の病院看護部設置の過程的構造の特徴は、①GHQ の看護政策においては、日本国民の健康と生活を守ることを掲げ、病院における看護の組織化を日本政府、および厚生省に通達したこと、看護はアート・サイエンス、プロフェッションという理念を打ち出したこと、②厚生省と地方自治体である山形県では、GHQ の理念を受け止め、看護職を独立した組織として体系化する自律的な取り組みを行っていたこと、③看護部（看護部設置後の看護婦の活動）では、患者の健康問題を捉え安全・安楽を保障する適切な看護の提供、看護部の一員であるという意識の欠如、ということがいえる。山形県の病院看護部設置過程の課題は、GHQ の統治をきっかけに、療養の世話など看護の業務を専門職として価値づけ、看護職を独立した組織として体系化する日本政府の自律的な取り組みがあり、それが山形県の行政でも同様に組み込まれて看護部が設置された。しかし、病院の看護活動においては看護の組織化を確認できないということが挙げられた。

結論

GHQ は、看護政策に看護の組織化を掲げ、日本政府・厚生省・地方自治体を監督・指導し、1953年の県の条文化により山形県立病院に看護部が設置された。看護師4名の看護活動は、患者を的確にアセスメントし、必要な看護を判断し、安全・安楽を図り、回復への希望を支えていた。4名の病院には看護部が存在したが、組織の一員としての意識はなかった。

山形県の病院看護部設置過程の特徴は、看護が組織の一員として認知されていないところから看護の組織化が始まり、GHQ の統治をきっかけに、日本政府が、看護を専門職と価値づけ、看護職を独立した組織として体系化する自律的な取り組みがあり、山形県でも自律的に取り組み、看護部が設置されたことにある。

看護部においては、看護の組織化は確認できなかった。看護の組織化は看護師が看護の目的を果たすだけでは不十分であることがわかった。課題は、看護の指導者と現場の看護師との相補的発展関係の形成と考える。本研究は、看護師は、看護部が看護実践を評価・価値づけできるよう、看護師自身が自律的に看護部を構成する直属の上司や看護部長に、再構成した看護過程を伝え、看護の質を向上する活動を共有することで、看護の組織化の取り組みに活用できると考える。

看護の史的発達過程の解明において、分析対象を説明する病院看護部の概念の有用性を明らかにした。

研究の限界

本研究は、収集し得た資料の範囲から導かれた知見であり、新たな資料により異なる知見が得られる可能性がある。